

第4章

一般市民の方からの 問い合わせに対する

Q & A

Q-1 認知症ってどんな病気ですか？

A 認知症は、脳の神経細胞が障害を受け、特に記憶障害（もの忘れ）や判断力、段取りなどが衰えていき、日常生活や社会生活に支障をきたす病気です。

Q-2 認知症になるとどんな症状がでますか？

A 認知症になりますと、もの忘れ（記憶障害）、日にちや場所が判らなくなる（見当識障害）、そして性格の変化（苛立ち、疑い、怒りなど）が複雑にそして頻回に出やすくなります。

Q-3 認知症になったら、必ず不意の外出や 帰れなくなる帰宅困難がおきるのですか？

A 認知症、特にアルツハイマー病では全ての患者さんに共通の症状（記憶障害や判断能力の障害で、これを中核症状と呼んでいます）の他に、一人一人によって異なる、いわば個別の症状（これを周辺症状と呼んでいます）が出現します。周辺症状はさまざまで、不安が強い、幻覚が現れる、妄想、暴力、多動、不潔行為などがあります。その中で「外出して帰宅困難になる」、あるいは「行方不明になる」といった状態は「徘徊」と呼ばれますが、この徘徊は必ずしも全ての認知症高齢者に見られるわけではありません。およそ1割程度の患者さんに見られるようですが、徘徊による行方不明や、事故、そして不幸にして亡くなることなど、ご本人や家族、そして地域や社会にも時に大きな問題を引き起こすために注意が必要な状態と言うことができます。

Q-4 認知症の方は何故外出し帰宅困難になるのですか？

A 認知症の高齢者が（家族に行き先も告げずに）外出してしまうのには様々な理由があります。必ずしも目的なくふらふらとさまようことだけではありません。認知症の方の外出には多くの場合、本人にとって大切な理由があると考えられています。例えば子供時代に過ごした家や地域などを思い出して外出したり、長年通った職場を訪れようと思ったり、あるいは何か買い物しようとして外出したりするのが、主な理由です。ただ、認知症という病気は、自分がなにかしようと思っても、そのことをすぐに忘れてしまう（記憶障害）ために、そして今の自分がどこにいるか（場所や時間の見当識）が失われているために、ついには自分でもどこに向かっているか（目的地）がわからなくなってしまい、（焦燥感などで）余計に歩き回るようになってしまいます。

また認知症高齢者の方で、同居する家族などのケア（介護）の仕方が適切でない場合などは、家を出たい、家から離れたと思って外出することもあります。ケアする方も大変ですが、認知症の方の視線や思いを理解してあげることも大切です。

いずれにしても、認知症の高齢者が外出した場合、周りを気にかけたり、注意する事が出来なくなる為、車が来ていても道路の真ん中を歩いたり、電車が来ているのに線路内に入ったりして、事故にも遭いやすくなってしまいます。夏の炎天下では、脱水になってしまう事もありますし、逆に冬の厳寒期では服装などが十分でないために、容易に低体温症、さらには凍死なども起きる可能性が高いです。徘徊が起きると家族が大変であるのは間違いありませんが、ご本人にとっても命に関わるものなのです。

Q-5 認知症の方の外出や帰れない状態に 何か特徴はありますか？

A 認知症の高齢者が外出し帰れなくなっている状態では、もちろん外見上全く正常と区別できないこともあります。例えば外出用の服装ではないことや、服装の汚れが目立ったり、あるいは季節に全くそぐわない服装など、外出時の服装としては少し変だなど思うことが良くあります。また歩く割には履物もサンダル履きであったり左右別な履物であったりということもあります。やはり注意深く見ていると、少しおかしい様子が見られることもよくあります。

Q-6 外出して帰れなくなっている認知症の方への接し方はどうすればよいですか？

A 街中や近所で、認知症の方の外出や帰れない状態(徘徊)と思った時には、本人を驚かさないように声掛けをしてほしいと思います。高齢者に横から同じような速さで歩きながら、あるいは斜め前から、できるだけゆっくりと笑顔で「どちらへ行くこうとしていますか?」、「車が多いから気を付けてくださいね」、「お疲れのご様子ですが、大丈夫ですか?」などの声かけをして、相手の反応を注意してもらいたいと思います。よほどの緊急事態でない限り、突然腕をつかんだり、手をひっぱったりと、相手を脅かすような、驚かすような対応は決してとってはいけません。認知症高齢者をパニック状態にさせてしまう可能性が高いからです。

Q-7 男女差はありますか？

A 平成26年度の愛知県でのデータでは(ここでのデータは全て愛知県の平成26年度のもので)男性55%、女性45%とほぼ同数で男女差はありません。

Q-8 年齢に特徴はありますか？

A いずれの年齢でも外出し帰宅困難が生じていますが、特に75歳~84歳の方が約半数を占められていました。

Q-9 認知症の種類や程度に差はありますか？

A 認知症の種類については、アルツハイマー型の認知症が多いようですが、不明の例も多かったようです。認知症の程度と外出・帰宅困難の発生とは、あまり関係がありませんでした。比較的軽度の方にも発生しています。認知症の程度よりもむしろ体力的な方が多く外出して帰宅困難となっていました。

Q-10 外出しやすい時間帯や季節差はありますか？

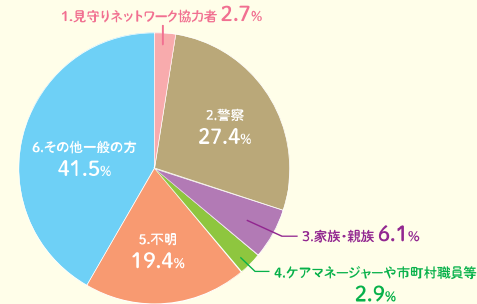
A 午前、午後、夕方、夜と、いつでも外出は発生しますが、特に午後から夕方にかけては外出・帰宅困難となりやすい時間帯のようです。
また、四季いずれも外出・帰宅困難は発生しますが、特に秋~冬の比較的寒い時期に発生率が高いようです。

Q-11 外出時の状況はどうですか？

A 外出する時の場所は、自宅からの外出が約半数でしたが、デイケアや病院、あるいは家族との散歩の途中など、さまざまな症状から行方が判らなくなったりすることがあります。

Q-12 外出したまま帰れなくなった時の第1発見者は？

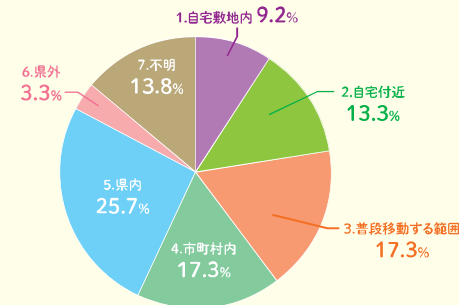
A 外出・帰宅困難の方を発見したり、保護したりした方は、街の一般の方々(市民)が約4割を占めていました。次に捜索にあたった警察(27%)によって発見される方も多かったようです。



また外出・行方不明高齢者が発見されたとき、本人が発見者に自分の住所・氏名を伝えられたかどうか(自分の住所・氏名が言えたかどうか)については、愛知県警の458件のデータから、「言えた」もの153件、「言えなかった」もの305件と約2/3は自分の住所・氏名が言えませんでした。

Q-13 帰れなくなった高齢者の発見時の場所は？

A 外出し、帰宅困難となった高齢者の多く(約40%)は自宅からそう遠くない、いわば近い場所で発見されています。自宅のある市町村内での発見まで含めると60%近くになります。一方自宅のある市町村よりも遠くで発見される場合も約30%あり、注意が必要です。

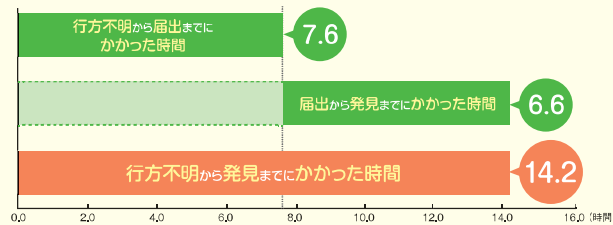


Q-14 発見までにかかった時間はどのくらい?

A 外出し行方が分からなくなってから発見されるまでの時間は様々ですが最も多かったのは3時間~6時間でした。

また、外出・行方不明では、多くの場合まず警察に届け出されますが、下の図は愛知県警察のとりまとめで、行方不明になってから警察に届け出された時間(不明→届出;平均7.6時間)、警察が届出を受理してから発見されるまでの時間(届出→発見;平均6.6時間)、そしてその合計時間(不明→発見;平均14.2時間)を示しています。

やはり警察への届出は一刻も早い方が、早くに発見される可能性が高いと思われます。



Q-15 認知症で外出・行方不明となった高齢者の事前の市町村「見守りネットワーク」などの登録状況についてはどうなっているか?

A 愛知県内の多くの市町村では、認知症高齢者の外出・帰宅困難・行方不明の防止対策として、それぞれ独自に「見守りネットワーク」などを整備していますが、実際に認知症で外出・行方不明となった高齢者の事前の登録をされていたのは20%程度で、必ずしも充分ではないと報告されています。

外出したまま行方が判らなくなり、不幸にも亡くなった方の主な特徴 (この特徴については全て全国データを元にしていきます)

Q-16 亡くなった方の住まい方に特徴はありますか?

A 家族(介護者)と同居の方に比べ、独居の方の場合、死亡される割合が非常に高いことが明らかになっています。

Q-17 亡くなった方の認知症の診断の有無や程度に差がありますか?

A 外出・帰宅困難、そして死亡された方について認知症の診断の有無は関係ありませんでした。また認知症の程度もあまり影響がありませんでした。軽度の方でも、中程度の方でもほぼ同じくらい死亡していました。

Q-18 死亡例で届出時間に関係がありますか?

A 外出・帰宅困難になられた(認知症のある)高齢者が生存して発見されるか否かは、どれ程早く警察などに届出したか、つまり早くに届出すればする程、生存して発見される可能性の高いことが明らかとなっています。

Q-19 亡くなった方で捜索開始時間に関係がありますか?

A 届出の時間同様、捜索開始時間が早ければ早い程、生存して発見される可能性が高いことが明らかにされています。

Q-20 亡くなった方で発見されるまでの時間(期間)に関係がありますか?

A 発見されるまでの期間も、早ければ早い程、生存率が高く、当日に発見された場合には約83%が生存していましたが、6日目以降ですと、生存率は5%程度まで下がってしまいます。

Q-21 亡くなった方の死因はどのようなものですか?

A 亡くなった方の原因(死因)としては溺死及び水死(合わせて約40%)と水辺で死亡される例が多いようです。また、それ以外に(秋~冬に外出・帰宅困難の場合)低体温症や凍死(合計36%)、そして交通事故、電車事故などの事故が約15%となっていました。

Q-22 今後、家族や地域の中で、認知症高齢者の不意な外出やそれに伴う帰宅困難あるいは行方不明をどのように防げばよいですか？

A 今回の愛知県全体の自治体や警察からのデータをまとめてみますと、認知症の高齢者の方でどうしても不意の外出をしやすい方には以下のようなさまざまな対応が必要になると思われます。

- 1) どうしても外出をしたがる場合には、可能な限り(本人がある程度満足するように)外出に付き添う。
- 2) 外出しても身元の分かるような、住所・氏名の判るものを衣服などに取り付けておく。また最近ではGPSという装置を身につけておくことで行方不明高齢者を早くに探す仕組みも可能となっています。
- 3) 行方不明の発見者が多くの場合一般の街中の方ですので、少なくとも近隣の警察や宅配業者さん、そして商店の方々などには事前に、外出を見たときは知らせてもらうようお願いをしておきましょう。
- 4) 認知症高齢者の方が歩いていると思われるときの接し方はQ-6を参照してください。
- 5) 皆さんがお住まいの市町村には、必ず認知症高齢者の不意の外出や帰宅困難、そして行方不明の対策を担当している部署があります(例えば高齢福祉課等)。また地域で活動している「徘徊・見守りSOSネットワーク」などもありますので、事前に連絡方法などを調べたり、相談したりしておくことをおすすめ致します。
- 6) 最後に、認知症高齢者が不意の外出で行方不明になった時に最も重要なことは「早期届出」、「早期捜索開始」です。従って一刻も早い警察や自治体、徘徊・見守りSOSネットワークなどへの通報・届出が安心・安全の第一歩となりますので、是非ご理解ください。

資料

1. 豊川市高齢者地域見守りネットワークについて

2. 小牧市認知症見守りネットワークについて

3. 愛知県認知症高齢者徘徊 SOS 広域ネットワーク運営要領

豊川市高齢者地域見守りネットワーク事業の概要について

1 目的

認知症の方をはじめとする見守りが必要な高齢者の方たち（以下「高齢者等」という。）が、地域で安心・安全に暮らし続けられるようにするための地域の見守り体制の充実と強化を図ることを目的とし、地域の多様な人々や組織等が、日常の活動の中で高齢者等を普段から見守ることで、行方不明になることを未然に防ぎ、万が一、行方不明が発生した際には連携協力しながら、本人を早期発見・保護するために見守りネットワークです。

2 ネットワーク構成団体

(1) 団体等

豊川市（介護高齢課、ほか関係各課）、豊川警察署、地域包括支援センター、介護保険事業所、金融機関、郵便事業会社、新聞販売店、電力会社、ガス会社、水道検針会社、宅配会社、民生委員、老人クラブ、認知症サポーター

(2) 役割

- ①日ごろから、見守りが必要な高齢者等の把握に努め気を配ること
- ②高齢者等の異変に気付いた場合、速やかに市に連絡すること
- ③行方不明者が発生した場合、市などからの情報提供依頼に応えること
- ④行方不明者を保護した場合、家族や市などが引き取りに行くまで一時保護すること
- ⑤行方不明者の家族等からの相談があった場合、市に連絡すること
- ⑥高齢者見守りに関する知識の普及に努め、住民の理解を深めること

3 ネットワーク体制の主な内容

(1) 運営会議

ネットワークの運営は、市が主体となって行います。ネットワーク構成団体についても、年1回以上集まってもらい、状況報告や意見交換の場を持つこととしています。

(2) 日常の見守り活動

ネットワーク構成団体は、自らの業務に支障のない範囲で、日常の業務の中で高齢者等に異変がないか注意を払い、異変に気付いたときは、速やかに市に連絡するものとしています。

(3) 事前登録制度

徘徊のある認知症高齢者の家族等から、事前に本人の写真や身体的特徴、連絡先などの情報を登録しておいてもらい、万が一、行方不明が発生した際に、ネットワーク構成団体を始めとする関係機関に対し、迅速な情報提供

を行うことで効果的な捜索活動につなげることをとしています。

(4) 情報配信システム

行方不明発生時などに、ネットワーク構成団体・個人に対して、行方不明者の情報を配信することで、早期発見・保護につなげることを目的として、情報配信システムを整備しています。

①メール

専用サーバーを設置して、登録してもらった構成団体・個人に対して、行方不明者情報を一斉回報します。

②FAX

民間サービスを利用して、登録してもらった構成団体に対して、行方不明者情報を一斉回報します。

4 豊川市高齢者みまもり隊ワッペン（シール）

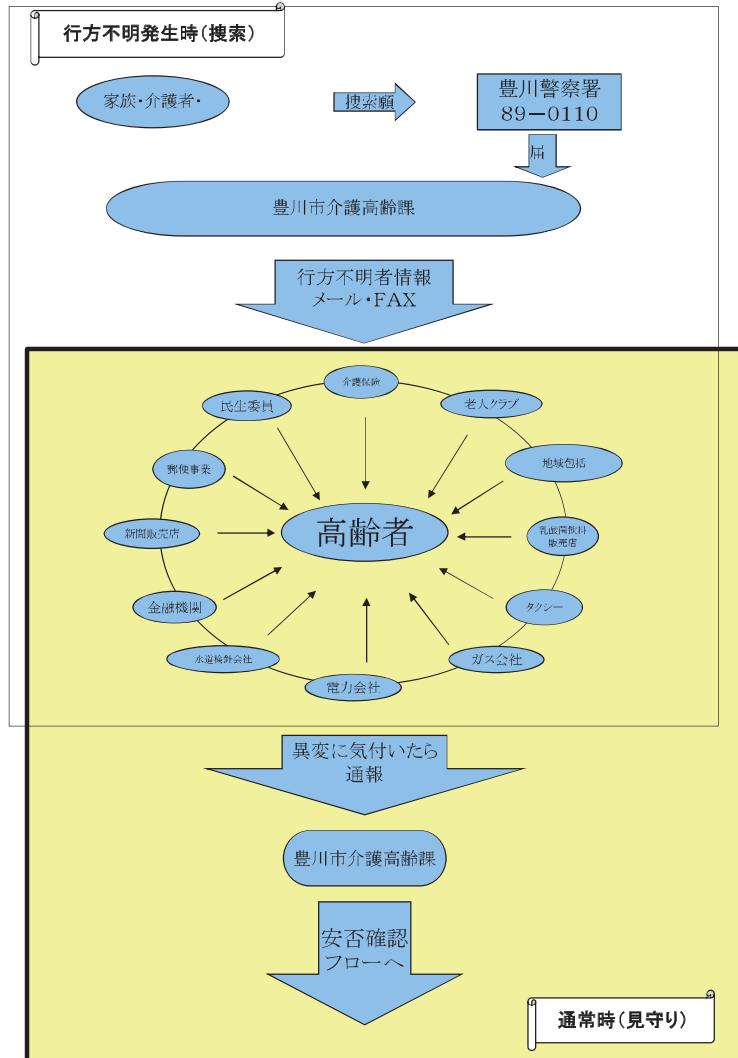
豊川市高齢者地域見守りネットワークが正式名称ですが、より親しみをもってもらい、認知されやすいようにネットワークに対して「豊川市高齢者みまもり隊」という呼称をつけます。

それにあわせて「豊川市高齢者みまもり隊」のPRと、ネットワークに参加された方々が活動する際に立場を明示することを目的に、次のようなワッペンを作成し、必要に応じて配布しています

ネットワーク構成員の中でも、外回りをされる方を中心にお配りするとともに、今後は認知症サポーター養成講座でも、ネットワークへの参加を呼びかけ、オレンジリングと一緒に配っています。



※実物は直径8センチ（小サイズ）と直径20センチ（大サイズ）



豊川市高齢者地域見守りネットワークの現状

(平成28年2月26日現在)

- 【ネットワーク構成団体数】 99団体
- 【メールアドレス登録数】 772件
 - 内訳 事業所 120件 (同一団体の支店・営業所含む)
 - 個人 652件
- 【FAX送信先登録数】 197箇所 (同一団体の支店・営業所含む)

【事前登録者数】

	男	女	計
24年度	2	8	10
25年度	6	16	22
26年度	16	17	33
27年度	11	21	32
計	35	62	97

【情報配信件数】

	行方不明情報	搜索模擬訓練	講座等情報	計
24年度	8	3	3	14
25年度	12	3	4	19
26年度	7	3	4	14
27年度	7	1	4	12
計	34	10	15	59

- ※ ネットワーク構成団体数は、協定締結団体のほかに中日新聞豊川販売店、介護保険関係事業者連絡協議会及び薬剤師会の中の個々の事業者が含まれています。
 - ※ FAX送信先は、メールアドレスはないがFAXのみの支店・営業所などがあるため、メールアドレス登録事業所数を上回っています。
 - ※ メールアドレス登録事業所とFAX送信先登録数は、一部重複します。
 - ※ FAX送信先には、個人登録はありません。
- 【見守りキーホルダー等の配付】422件 【キーホルダー等による通報】7件

豊川市高齢者地域見守りネットワークメール配信システム登録のご案内

豊川市では徘徊による行方不明者が発生したときに早期発見・保護することを目的に行方不明者の情報を携帯電話に配信する地域見守りネットワークを構築しました。趣旨にご賛同いただける方は、下記の手順に従い、ネットワークに登録いただき、協力者として行方不明者の発見・保護にご協力ください。

〈協力者の役割〉

- ・行方不明者の情報を受信したら、周りに該当する人がいないか注意する。
- ・もし、該当する人を見つけたら、豊川警察署(89-0110)又は市役所介護高齢課(89-2105※夜間、休祝日は当直89-2111)へ連絡する。
- ・警察又は市が引き取りに行くまで、一時保護する。

◎携帯電話への配信登録手順

1. 携帯電話のカメラの撮影モードをバーコードリーダーにする。
2. 下のバーコードにカメラを向けて写真を撮る。(自動で情報を読み取ります。)
3. 表示されたアドレスを選択(決定)して、空メールを送信する。
※お持ちの携帯電話にカメラ機能・バーコードリーダー機能がない方は、次のメールアドレス regist@city-toyokawa.net を直接入力して送信してください。
4. 返信されてきた確認メールの指示に従い、登録メールアドレス確認をクリックすると「豊川市高齢者見守り隊メール配信システム本登録が完了しました!」と表示されます。これで登録完了です。



◎パソコン・スマートフォンへの配信登録手順

1. <http://www.city-toyokawa.net/> にアクセスします。
2. メールアドレス欄に受信するメールアドレスを入力します。
3. 「確認画面に進む」をクリック後、「この内容で登録」で仮登録が完了し、確認メールが登録したメールアドレスに届きます。
4. 返信されてきた確認メールの指示に従い、登録メールアドレス確認をクリックすると「豊川市高齢者見守り隊メール配信システム本登録が完了しました!」と表示されます。これで登録完了です。

※メールフィルターを設定している場合は city-toyokawa.net の受信許可をしてください。

※スマートフォンにバーコードリーダーがインストールしてある場合は、上記の「携帯電話への配信登録手順」からでも登録が出来ます。

※情報受信に伴う通信料については、協力者様ご本人負担でお願いします。

豊川市高齢者見守りキーホルダー

いなりんお守りを配布します!

～緊急時の速やかな身元確認に役立ちます～

市では、高齢者の安心と安全のため「いなりんお守り(高齢者見守りキーホルダーまたはカード)」を希望者に配布します。(下の写真を参照ください。)

名前や緊急連絡先等を登録していただき、登録番号がついたキーホルダー等を持ち歩くことで、緊急時に速やかに身元確認ができ、親族等の緊急連絡先や警察・消防・医療機関等へ情報を提供し、迅速かつ適切な対応を行うことができます。なお、いなりんお守りの配布には申請が必要となります。

【対象者】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・認知症状のある方 等

【配布場所】

豊川市役所介護高齢課(本庁舎1階)

【申請時に用意する物】

- ・印鑑(はんこ)
- ・緊急連絡先に関する情報(氏名、住所、連絡先電話番号、続柄)
- ・かかりつけの医療機関(医療機関名、電話番号、担当医師名)や持病に関する情報

※緊急連絡先は、原則2ヶ所登録していただきます。

徘徊を繰り返すなど見守りが必要な場合は、該当する方の情報を事前に登録しておいて、万が一行方不明となった場合に迅速な情報提供につなげる高齢者地域見守りネットワーク事前登録制度もあります。

詳しくは介護高齢課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

豊川市役所 健康福祉部 介護高齢課 高齢者支援係
TEL 0533-89-2105 Eメール kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp



豊川市高齢者地域見守りネットワーク
行方不明者検索メール・FAX配信対応マニュアル

(平成27年4月1日改定)

担当部署：健康福祉部介護高齢課

担当責任者：介護高齢課長

担当者：高齢者支援係員

担当者緊急連絡先

- 1 ()
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()

1 検索メール・FAX配信の対象

- (1) 警察署に捜索願が提出され、警察署を通じて依頼のあったもの
 - (2) 親族から直接市に配信依頼のあったもの（警察署への届出を勧奨）
- ※ 親族以外の第三者（介護関係者・近隣住民等）から配信要請があった場合、身元・関係等を確認の上で判断する。

2 配信手順（勤務時間中）

◆警察から連絡が入る場合

- (1) 防災行政無線の放送とあわせて行う場合
 - ①防災行政無線の放送依頼と同時に警察署から直接配信依頼が入る。
 - ②行方不明者捜索の配信依頼は、豊川市高齢者地域見守りネットワーク支援依頼書（様式第5号）（以下「支援依頼書」という。）で受け付ける。

※ 配信依頼は、ファックスで提出することができる。（口頭は不可）

 - ③依頼内容の確認

※ 配信する情報の範囲について、支援依頼書に基づき依頼人に確認する。

※ 配信文は、システム内に保存されている下書きを参考にする。

 - ④配信の実施

※ 配信は、各自のPC又は介護高齢課共有PCで高齢者支援係の職員が行う。
 - (2) 見守りネットワークのメール・FAX配信のみの場合
 - ①行方不明者捜索の配信依頼は、警察から介護高齢課へ直接入る。
 - ②以降は防災行政無線と同時の場合と同じ
- ◆直接、介護高齢課に配信依頼が入る場合
- 上記①②以降と同じ
- ※防災行政無線放送について、意向確認。希望があれば、人権交通防犯課へ連絡

3 配信手順（勤務時間外）

- (1) 警察からの依頼は、人権交通防犯課交通防犯係に入る。
 - (2) 連絡を受けた人権交通防犯課職員は、行方不明者が65歳以上の場合、介護高齢課担当職員へ連絡する。
- ※担当職員順に連絡し、もし連絡がつかない場合、宿日直へ連絡。
- (3) 連絡を受けた介護高齢課担当職員は、「2勤務時間中」に進じて配信等の処理を行う。
- ※宿日直あて直接配信依頼があった場合、宿日直者は介護高齢課の担当職員に依頼内容を伝える。以降は警察からの依頼の場合と同じ。

4 人権交通防犯課から関係各課への連絡

- (1) 勤務時間内
 - ア 介護高齢課：放送原稿(写)及び支援依頼書を渡す。
 - イ 消防本部：放送原稿(写)及び行方不明者調書(写)を渡す。
- (2) 勤務時間外、休日
 - ア 介護高齢課：対象者が65歳以上の場合、担当責任者または担当者に配信依頼が来たことを連絡。放送原稿(写)及び支援依頼書をファックスする。()
 - その後、放送原稿(写)及び支援依頼書を介護高齢課長の机上に送達
 - イ 消防署：放送原稿(写)及び行方不明者調書(写)をファックスする。()
 - ウ 防災対策課：放送について防災対策課長に電話する。

防災対策課長 ()

5 不明者保護、発見配信

配信は、豊川警察署の依頼で行う。

配信文例は、システム内に保存されている下書きを参考にする。

(短い文章に心掛けること。)

例

昨日お知らせしました 行方不明者は無事保護されました。

ご協力ありがとうございました。

6 メール・FAX配信方法の詳細

配信方法の詳細については、それぞれのマニュアルによる。

小牧市認知症見守りネットワークについて

- 稼働開始：平成 24 年 6 月 1 日
- 登録者数：1,348 名（メール 905 名、FAX 443 名）
※平成 28 年 1 月 4 日現在
- 徘徊事案が発生したときの流れ
 - ① 家族等が警察署に捜索願を提出する。このときに見守りネットワークでの情報配信についても同意を得る
 - ② 警察署から市役所へ、見守りネットワークでの配信依頼が届く
 - ③ 市役所から協力員へ、メールと FAX で情報を配信する
 - ④ 警察署から市役所へ、捜索解除の連絡が届く
 - ⑤ 市役所から協力員へ、メールと FAX で捜索解除の連絡を配信する
- 発信内容：別紙様式のとおり

その他の認知症徘徊関連施策

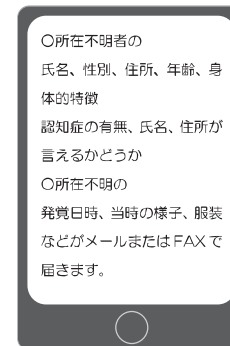
- 認知症徘徊高齢者家族支援サービス（GPS 貸与）
- 認知症徘徊声かけ訓練

認知症見守りネットワーク 協力員募集中！

小牧市は、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

その取組みのひとつとして、徘徊し行方の分からなくなった高齢者の情報を協力員にメールと FAX で提供し、早期発見・保護に努めています。現在その協力員を募集しています。

【協力員になると…】



【登録方法】

メール協力員には次のいずれかの方法で登録できます。

① 下記のアドレスあてにメールを送信してください。

mimamori.komaki-pta@ktaiw.ork.jp

② 下記の QR コードを読み取り、そのままメールを送信してください。



外出時などに気にかけていただき、それらしき方を見かけた場合は小牧警察署へ連絡をお願いします。

※いずれの場合も、題名や本文は何も入力しないでください。

※FAX の登録を希望する方は、地域福祉課へご連絡ください。

【問合先】

小牧地域包括支援センターふれあい	77-2893
味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷	75-3956
篠岡地域包括支援センター小牧苑	78-7530
北里地域包括支援センターゆうあい	43-2260
小牧市役所 地域福祉課	76-1193

皆様のご協力をお願いします！！



こんな時に皆さんの力をお借りします。

認知症見守りネットワーク協力員の役割

※小牧市認知症見守りネットワーク 情報シート※

小牧市地域福祉課から発信しています。

【行方不明者】 (平成 年 月 日発信)

氏名 _____

性別 男 ・ 女 年齢 _____ 歳

住所 _____

所在不明発覚の日時: _____ 月 日 (曜日) 午 時 分頃

最終確認場所: _____

不明時の様子: _____

身体的特徴: 身長 _____ cm 体重 _____ kg

体格 _____

髪型 _____

その他 _____

服装等: 上衣 _____

下衣 _____

履物 _____

持ち物 _____

眼鏡 _____

その他 _____

認知症の有無: 有 ・ 無 ・ 不明

言葉・会話状況: 住所が 言える ・ 言えない

氏名が 言える ・ 言えない

徘徊歴の有無: 有 (保護された場所: _____) ・ 無

その他 (本人のよく通っていた場所や実家、声かけのポイントやキーワード等)

※目撃情報または発見した場合は、下記までご連絡ください。

小牧警察署 (生活安全課) 0568-72-0110

★ご協力をお願いします★

小牧市役所地域福祉課

※このシートは、利用後必ず裁断・破棄してください。

<問い合わせ先>

小牧市健康福祉部 地域福祉課 TEL 0568-76-1193

愛知県認知症高齢者徘徊 SOS 広域ネットワーク運営要領

1 趣 旨

この要領は、徘徊等により行方不明となった認知症高齢者等（以下、「行方不明者」という。）の早期発見・保護、及び市町村において保護した身元の判明しない認知症高齢者等（以下、「身元不明者」という。）の身元照会等を行うため、市町村で運用されている徘徊・見守り SOS ネットワーク等（以下「SOS ネットワーク等」という。）の効率的な連携を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 連携のための地域区分

(1) 近隣地域

高齢者等の居住地市町村又は身元不明者が保護された市町村に隣接する地域の市町村をいう。

(2) 広域地域

近隣地域以外の市町村の地域をいう。

(3) 県外地域

県外の市町村をいう。

3 連絡窓口

(1) 県内市町村の連絡窓口

行方不明者の捜索及び身元不明者が保護された場合の身元確認について連絡調整事務を行う市町村の機関を「連絡窓口」とし、県内の連絡窓口については別表のとおりとする。

(2) 県の連絡窓口

県の連絡窓口は、健康福祉部高齢福祉課介護予防・認知症グループ（以下、「高齢福祉課」という。）とする。

4 家族等からの依頼への対応

(1) 行方不明者の捜索協力依頼の対応

行方不明者の捜索依頼をする市町村（以下、「依頼元市町村」という。）は、関係者への情報提供を前提とした家族等若しくは警察からの依頼により、他の市町村の連絡窓口に対し、行方不明者の捜索協力（以下、「捜索協力」という。）の依頼を行う。

なお、警察への届出は、行方不明者の捜索の前提であることから、依頼元市町村は、家族等からの捜索依頼を受けるに当たっては、あらかじめ警察への捜索依頼（「行方不明者届」を含む。）の実施について確認するものとする。

(2) 身元不明者の身元照会依頼の対応

身元不明者の身元照会依頼をする市町村（以下、「照会元市町村」という。）は、関係者への情報提供を前提とした本人等からの依頼、又は市町村の判断により、他の市町村の連絡窓口に対し、身元不明者の保護に係る身元照会（以下、「身元照会」という。）の依頼を行う。

5 捜索協力依頼の実施

(1) 依頼方法

行方不明者の捜索協力依頼及び身元不明者の身元照会依頼は、迅速な情報伝達が必要であることから、原則として依頼文は不要とし、別紙参考様式 1 又は別紙参考様式 2 を使用して必要事項をメール連絡することにより行う。

(2) 捜索協力依頼

ア 近隣地域への捜索協力依頼

行方不明者の家族等から SOS ネットワーク等に捜索の依頼があった場合、依頼元市町村は速やかに近隣地域へ捜索協力依頼を行う。

イ 広域地域への捜索協力依頼

アの依頼にもかかわらず、依頼した当口中に発見されなかった場合、家族等の依頼に基づいて依頼元市町村は、原則としてその翌日（翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合には、次の平日）、広域地域のうち捜索依頼が必要と考える市町村の連絡窓口へ協力依頼を行う

ものとする。

ただし、行方不明者の状況により、速やかな協力依頼を行う必要があると判断される場合は、この限りでない。

ウ 県外地域への捜索協力依頼

県外地域への依頼については、家族等の依頼に基づいて依頼元市町村は、地域（市町村又は県）を指定して、高齢福祉課に依頼する。高齢福祉課は他の都道府県へ捜索協力依頼をする。

(3) 身元照会依頼

身元不明者が保護された場合、照会元市町村は近隣地域及び広域地域のうち身元照会が必要と考える市町村の連絡窓口へ身元照会依頼を行う。

ただし、県外地域への依頼については、地域（市町村又は県）を指定して、高齢福祉課に依頼する。高齢福祉課は他の都道府県へ身元照会依頼をする。

(4) 有効期間

(2) 及び (3) の依頼の有効期間は、依頼時に家族等からの特段の申し出がない限り、依頼時から概ね 3 か月間を原則とする。

6 捜索協力・身元照会依頼への対応

各市町村は、依頼元市町村からの捜索協力依頼又は照会元市町村からの身元照会依頼を受けた場合には、当該市町村の SOS ネットワーク等の運用方法により関係者に速やかに周知する。

7 捜索協力・身元照会依頼の解除

行方不明者が発見・保護された場合、及び身元不明者の身元が判明した場合には、依頼元・照会元市町村は依頼を行った他の市町村の連絡窓口等に対し、別紙参考様式 3 を使用して速やかに依頼解除のメール連絡をしなければならない。

8 依頼又は解除の連絡手段

依頼又は依頼解除の連絡は、原則として電子メールにより行うものとし、依頼情報等の流出を避けるため、添付する参考様式にはパスワードを設定するものとする。

9 高齢福祉課の役割

(1) 県外地域等への依頼

高齢福祉課は、依頼元市町村から 5 (2) ウ又は照会元市町村から 5 (3) の依頼を受けた場合には、他の都道府県に対し協力依頼等を行う。

捜索協力・照会依頼の解除の連絡があった場合も同様とする。

(2) 他都道府県等との連絡調整

高齢福祉課は、連絡調整事務に当たって必要な愛知県警察本部、他の都道府県等との連絡調整を行うものとする。

10 身元不明者情報の報告・公開

(1) 市町村からの報告

身元不明者を保護した市町村は、5 (3) 身元照会依頼の有無に関わらず、報告様式 4 により高齢福祉課へ報告する。

(2) 県ホームページでの公開

高齢福祉課は、市町村からの報告に基づき、身元不明者情報を県のホームページに掲載する。また、市町村が身元不明者情報を市町村ホームページに掲載した場合は、県のホームページにリンクを張る。

<国との連携>
厚生労働省は、身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトを設置し、都道府県等のホームページへのリンクを張ることにより、情報提供を実施している。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>)

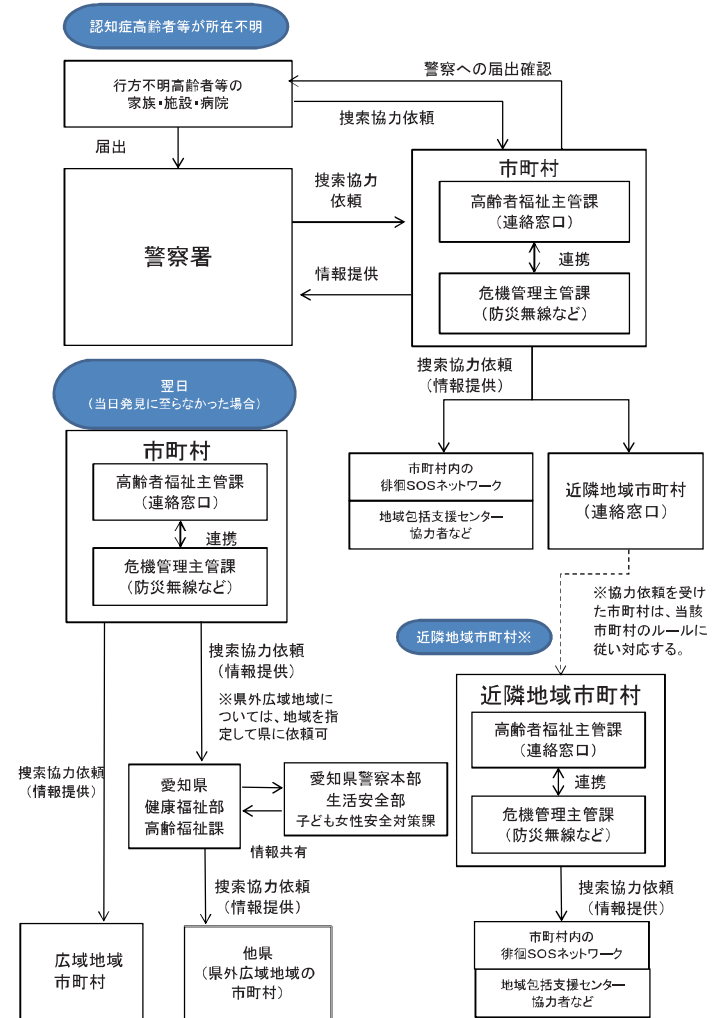
- 11 個人情報保護
個人情報は、各市町村及び愛知県の個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。
支援対応をする場合の外部提供情報は、保護条例第7条を適用するものとし、その情報は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。
提供先における情報の取り扱い、保護条例第4条及び第5条を適用する。

- 12 その他
この要領に定めるもののほか、必要な事項は高齢福祉課長が別に定める。

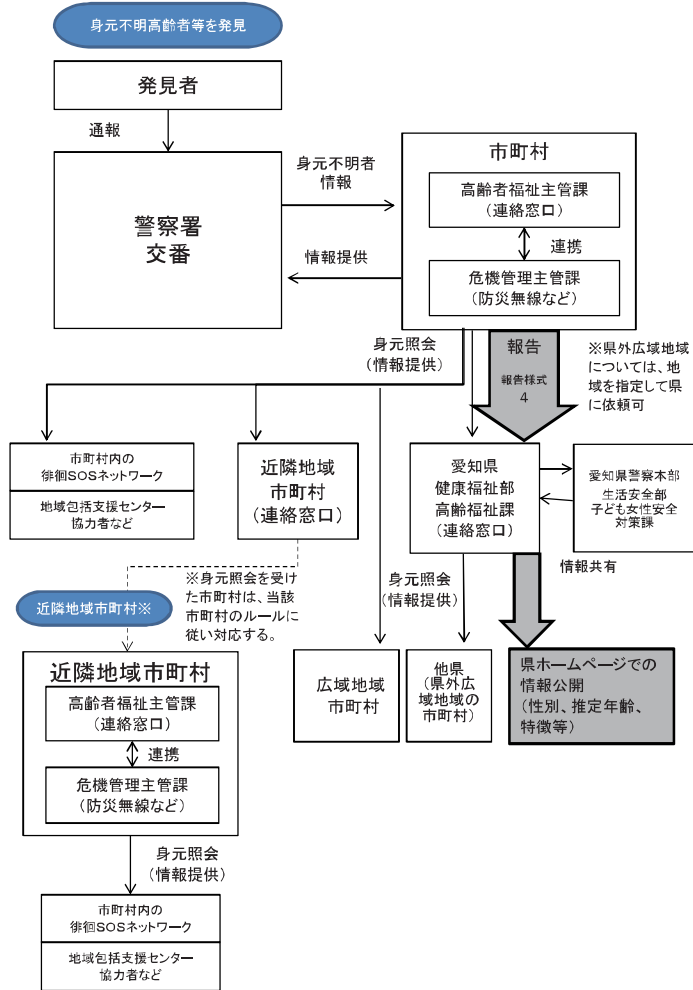
附 則
この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年3月1日から施行する。

愛知県認知症高齢者徘徊SOS広域ネットワーク フロー
(所在不明の認知症高齢者等発生時)



愛知県認知症高齢者徘徊SOS広域ネットワークフロー
(身元不明の認知症高齢者等発見時)



参考様式1

行方不明者捜索依頼

下記の方を捜しています。ご協力よろしくお願いいたします。

依頼日:平成 年 月 日

氏名(ふりがな)		性別	男・女
旧姓(ふりがな)			
生年月日(年齢)	年 月 日(歳)		
住所			
発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時頃		
行方不明時の場所・状況			
特徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【その他】		
服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
持ち物			
認知症	有り 疑い なし	警察への届出	有り なし
名前	言える・言えない	住所	言える・言えない
特記事項			
情報提供の範囲	1 情報を公開しない 2 公共機関や民生委員等 3 事業者や協力市民 4 近隣市町村(市町村名)) 5 制限なし		

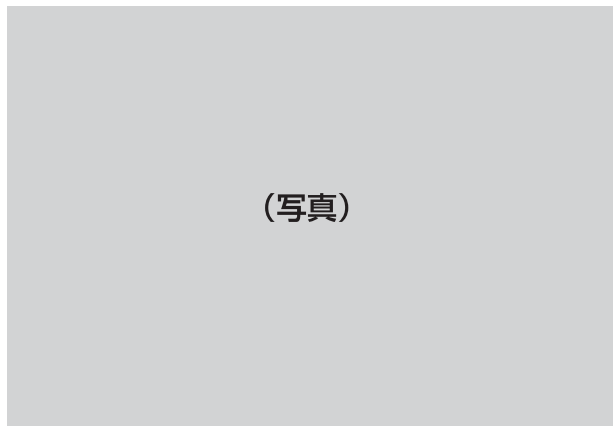
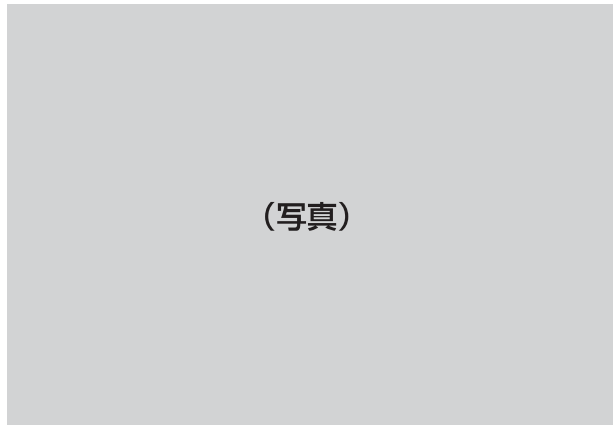
【連絡先】	【担当ケアマネジャー】
【氏名】	【氏名】
【電話】	【所属】
【FAX】	【電話】
【発信元】	【FAX】
【電話】	【FAX】

参考様式 2

身元不明者照会依頼

下記の方を保護しています。ご協力よろしくお願いいたします。

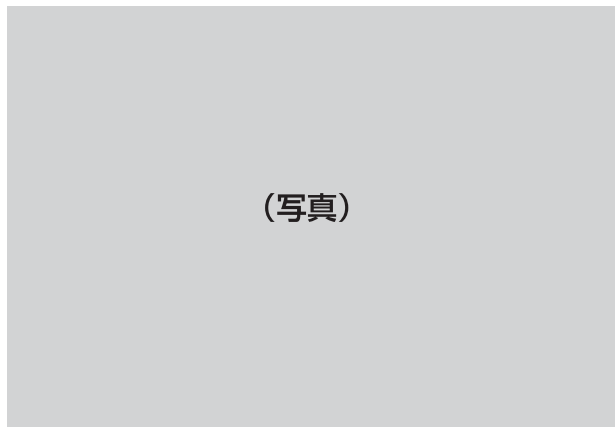
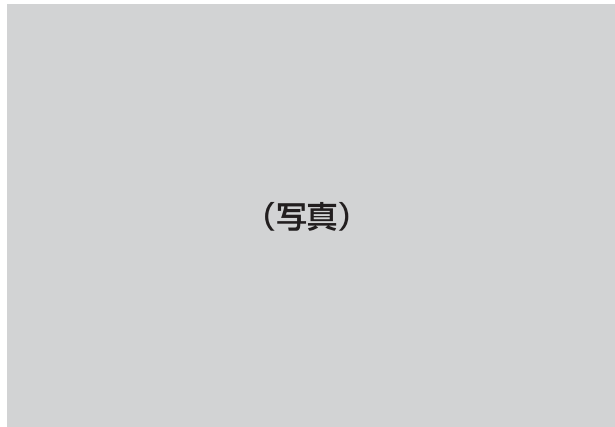
依頼日：平成 年 月 日



氏名(ふりがな)	
性別	男・女
生年月日(年齢)	
保護日時	平成 年 月 日 午前・午前 時 分 ごろ
保護時の場所・状況	
特徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【その他】
服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】
持ち物	
特記事項	

【発信元、連絡先】

【電話】	【FAX】



参考様式 3

行方不明者搜索解除

下記の方は発見されました。ご協力ありがとうございました。

解除日：平成 年 月 日

氏名(ふりがな)	
性別	男・女
依頼日	平成 年 月 日
発見日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
発見時の状況等	

【発信元】

【電話】	【FAX】

報告様式 4

身元不明者 報告書

報告日	
市町村名	
担当課名	
担当者名	
電話番号	

氏名(ふりがな) ※		
性別	男・女	
推定年齢	歳	
保護日時	平成 年 月 日 午前・午前 時 分 ころ	
保護時の場所・状況※		
対象者区分 (○を記載)	<input type="checkbox"/> 認知症	
	<input type="checkbox"/> 認知症以外 (具体的な病名:)	
特徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【その他】	
服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】	
持ち物		
特記事項		

上記内容(※項目を除く)については、原則として愛知県ホームページに掲載します。
愛知県ホームページ 身元不明の認知症高齢者等に関する情報
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/000007677.html>

市町村ホームページへのリンクについて	有・無
--------------------	-----

愛知県認知症高齢者徘徊広域ネットワーク運営要領 別表 連絡窓口一覧

平成27年4月1日現在

市町村等名	区分	担当課	担当(係)	電話	FAX	メールアドレス
0 愛知県	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	介護予防・認知症グループ	052-954-8310	052-954-8919	korei@pref.aichi.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	介護予防・認知症グループ	052-954-8310	052-954-8919	korei@pref.aichi.jp
1 名古屋市中区	行方不明高齢者等捜索	高齢福祉部地域ケア推進課	地域支援係	052-972-2949	052-955-3367	cs280@kenkouhokushu.city.nagoya.jp
	身元不明高齢者等保護	高齢福祉部地域ケア推進課	地域支援係	052-972-2949	052-955-3367	cs280@kenkouhokushu.city.nagoya.jp
2 豊橋市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿介護課	生活支援グループ	0532-614-2333	0532-66-3810	shouju@city.toyohashi.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿介護課	生活支援グループ	0532-614-2333	0532-66-3810	shouju@city.toyohashi.jp
3 岡崎市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿課	予防班	0564-23-6837	0564-23-6500	shikuhokushu@city.okazaki.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿課	地域支援課	0564-23-6147	0564-23-6500	shouju@city.okazaki.jp
4 一宮市	行方不明高齢者等捜索	福祉子ども部高齢福祉課	地域支援グループ	0586-28-9151	0589-73-1019	kouan@fukushu@city.shinonome.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉子ども部高齢福祉課	地域支援グループ	0586-28-9151	0589-73-1019	kouan@fukushu@city.shinonome.jp
5 瀬戸市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	地域支援係	0581-88-2626	0581-88-2933	korei@city.seto.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	地域支援係	0581-88-2626	0581-88-2933	korei@city.seto.jp
6 半田市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿介護課	高齢者福祉担当	0569-84-0644	0569-25-2062	korei@city.hanada.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿介護課	高齢者福祉担当	0569-84-0644	0569-25-2062	korei@city.hanada.jp
7 春日井市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部介護課	地域支援	0568-89-6187	0568-84-5764	kage@city.kasugai.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部介護課	地域支援	0568-89-6187	0568-84-5764	kage@city.kasugai.jp
8 豊川市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部介護課	高齢者支援係	0533-88-2105	0533-88-2127	korei@city.toyokawa.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部介護課	高齢者支援係	0533-88-2105	0533-88-2127	korei@city.toyokawa.jp
9 津島市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部介護課	長寿福祉グループ	0567-24-1111	0567-24-1781	korei@city.tsumi.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部介護課	長寿福祉グループ	0567-24-1111	0567-24-1781	korei@city.tsumi.jp
10 稲南町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢介護課	高齢係	0566-41-8311	0569-46-3510	korei@city.inaminami.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢介護課	高齢係	0566-41-8311	0566-46-3510	korei@city.inaminami.jp
11 刈谷市	行方不明高齢者等捜索	長寿医療部支寿課	管理係	0566-62-1063	0566-24-2466	shouju@city.kariya.jp
	身元不明高齢者等保護	長寿医療部支寿課	管理係	0566-62-1063	0566-24-2466	shouju@city.kariya.jp
12 豊田市	行方不明高齢者等捜索	市民福祉部 地域福祉課	介護予防担当	0565-24-8984	0565-24-8783	shikuhokushu@city.toyota.jp
	身元不明高齢者等保護	市民福祉部 地域福祉課	計画在宅支援担当	0565-24-8984	0565-24-8783	shikuhokushu@city.toyota.jp
13 安城市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿福祉課	地域支援係	0566-71-2223	0566-71-4089	korei@city.asahi.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿福祉課	地域支援係	0566-71-2223	0566-71-4089	korei@city.asahi.jp
14 西尾市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部長寿課	地域支援グループ	0583-65-2120	0583-61-0985	shouju@city.nishio.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部長寿課	地域支援グループ	0583-65-2120	0583-61-0985	shouju@city.nishio.jp
15 滝部町	行方不明高齢者等捜索	市民福祉部支寿課	長寿福祉係	0533-68-1105	0533-66-3130	shouju@city.takibeta.jp
	身元不明高齢者等保護	市民福祉部支寿課	長寿福祉係	0533-68-1105	0533-66-3130	shouju@city.takibeta.jp
16 犬山市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部長寿社会課	犬山南地域包括支援センター	0568-44-0226	0568-44-0364	shouju@city.inuyama.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部長寿社会課	高齢者福祉担当	0568-44-0325	0568-44-0364	shouju@city.inuyama.jp
17 常滑市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿課	高齢チーム	0562-34-7744	0562-36-3550	shouju@city.tokonami.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿課	生活保護チーム	0562-34-7744	0562-36-3550	shouju@city.tokonami.jp
18 江南市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢者生きがい課	高齢者支援グループ	0587-64-1111	0587-64-9951	korei@city.kanban.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢者生きがい課	高齢者支援グループ	0587-64-1111	0587-64-9951	korei@city.kanban.jp
19 小牧市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部地域福祉課	長寿福祉係	0586-76-1193	0586-76-4995	shikuhokushu@city.comaki.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部地域福祉課	長寿福祉係	0586-76-1193	0586-76-4995	shikuhokushu@city.comaki.jp
20 稲沢市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿介護課	長寿グループ	0587-32-1111	0587-32-1219	shouju@city.inazawa.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿介護課	長寿グループ	0587-32-1111	0587-32-1219	shouju@city.inazawa.jp
21 新城市	行方不明高齢者等捜索	市民福祉部福祉課	高齢者福祉係	0536-23-7624	0536-23-2002	shouju@city.shinonaga.jp
	身元不明高齢者等保護	市民福祉部福祉課	高齢者福祉係	0536-23-7624	0536-23-2002	shouju@city.shinonaga.jp
22 東海市	行方不明高齢者等捜索	高齢者支援課		052-488-1600	052-402-4380	korei@city.tohoku.jp
	身元不明高齢者等保護	高齢者支援課		052-488-1600	052-402-4380	korei@city.tohoku.jp
23 大府市	行方不明高齢者等捜索	福祉子ども部福祉課	高齢者支援係	0582-45-8289	0582-41-3150	shouju@city.ohtsu.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉子ども部福祉課	高齢者支援係	0582-45-8289	0582-41-3150	shouju@city.ohtsu.jp
24 知多市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部福祉課	高齢者福祉担当	0562-33-0151	0562-32-0110	korei@city.chikuma.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部福祉課	高齢者福祉担当	0562-33-0151	0562-32-0110	korei@city.chikuma.jp
25 知立市	行方不明高齢者等捜索	保健健康部支寿介護課	長寿係	0596-69-0150	0596-63-1141	shouju@city.chikusa.jp
	身元不明高齢者等保護	保健健康部支寿介護課	長寿係	0596-69-0150	0596-63-1141	shouju@city.chikusa.jp
26 尾張旭市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部長寿課	長寿支援係	0581-78-8143	0581-82-3749	shouju@city.ohtsuka.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部長寿課	長寿支援係	0581-78-8143	0581-82-3749	shouju@city.ohtsuka.jp
27 高浜市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿社会課	福祉部長寿社会課	0566-62-9610	0566-62-7918	shouju@city.takahama.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿社会課	福祉部長寿社会課	0566-62-9610	0566-62-7918	shouju@city.takahama.jp

愛知県認知症高齢者徘徊 SOS 広域ネットワーク運営要領

愛知県認知症高齢者徘徊広域SOSネットワーク運営要領 別表 連絡窓口一覧

市町村等名	区分	担当課	担当(係)	電話	FAX	メールアドレス
28 岩倉市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部長寿介護課	長寿福祉グループ	0587-38-5811	0587-96-6100	shokai@city.iwakura.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部長寿介護課	長寿福祉グループ	0587-38-5811	0587-96-6100	shokai@city.iwakura.jp
29 豊明市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	地域ケア推進係	0562-92-1261	0562-92-1141	shokai@city.toyohira.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	地域ケア推進係	0562-92-1261	0562-92-1141	shokai@city.toyohira.jp
30 日進市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部地域福祉課	地域支援係	0561-73-4464	0561-72-4554	shokai@city.nishio.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部地域福祉課	地域支援係	0561-73-4464	0561-72-4554	shokai@city.nishio.jp
31 田原市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉グループ	0531-23-6554	0531-23-3545	shokai@city.tahara.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉グループ	0531-23-6554	0531-23-3545	shokai@city.tahara.jp
32 安西市	行方不明高齢者等捜索	福祉部高齢福祉課	老人福祉係	0567-25-1111	0567-25-1112	shokai@city.yasui.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部高齢福祉課	老人福祉係	0567-25-1111	0567-25-1112	shokai@city.yasui.jp
33 清須市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉係	052-400-2911	052-409-3090	shokai@city.kiyosu.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉係	052-400-2911	052-409-3090	shokai@city.kiyosu.jp
34 北名古屋	行方不明高齢者等捜索	福祉部高齢福祉課	介護予防担当	0568-22-1111	0568-26-4477	shokai@city.nagoya.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部高齢福祉課	介護予防担当	0568-22-1111	0568-26-4477	shokai@city.nagoya.jp
35 弥富市	行方不明高齢者等捜索	民生部介護高齢課	高齢福祉グループ	0567-65-1111	0567-67-4011	shokai@city.yamato.jp
	身元不明高齢者等保護	民生部介護高齢課	高齢福祉グループ	0567-65-1111	0567-67-4011	shokai@city.yamato.jp
36 みよし市	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉担当	0561-32-4009	0561-34-3388	shokai@city.miyoshi.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部高齢福祉課	高齢福祉担当	0561-32-4009	0561-34-3388	shokai@city.miyoshi.jp
37 あま市	行方不明高齢者等捜索	福祉部 高齢福祉課	高齢福祉係	052-444-3141	052-443-3555	shokai@city.ama.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部 高齢福祉課	高齢福祉係	052-444-3141	052-443-3555	shokai@city.ama.jp
38 長久手市	行方不明高齢者等捜索	福祉部長寿課	いきいき長寿係	0561-56-0531	0561-63-2940	shokai@city.nagakuto.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長寿課	いきいき長寿係	0561-56-0531	0561-63-2940	shokai@city.nagakuto.jp
39 東郷町	行方不明高齢者等捜索	長寿介護課	介護予防係	0561-38-3111	0561-38-7932	shokai@town.higashi.jp
	身元不明高齢者等保護	長寿介護課	介護予防係	0561-38-3111	0561-38-7932	shokai@town.higashi.jp
40 豊山町	行方不明高齢者等捜索	保健課	地域包括支援センター	0568-28-0332	0568-28-0061	shokai@town.toyoyama.jp
	身元不明高齢者等保護	保健課	地域包括支援センター	0568-28-0332	0568-28-0061	shokai@town.toyoyama.jp
41 大口町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部健康づくり課	介護・高齢グループ	0587-94-2021	0587-94-0052	shokai@town.okuchi.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部福祉とこも課	障害福祉グループ	0587-94-2222	0587-94-0052	shokai@town.okuchi.jp
42 扶桑町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部介護健康課	介護グループ	0587-63-1111	0587-93-2034	shokai@town.fusang.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部介護健康課	介護グループ	0587-63-1111	0587-93-2034	shokai@town.fusang.jp
43 大治町	行方不明高齢者等捜索	福祉部長生課	高齢福祉係	052-444-2711	052-443-4468	shokai@town.ohtsuta.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉部長生課	高齢福祉係	052-444-2711	052-443-4468	shokai@town.ohtsuta.jp
44 蟹江町	行方不明高齢者等捜索	高齢介護課	介護保険係	0567-95-1111	0567-95-0188	shokai@town.kaniwa.jp
	身元不明高齢者等保護	住民課	住民相談係	0567-95-1111	0567-95-0188	shokai@town.kaniwa.jp
45 飛島村	行方不明高齢者等捜索	民生部保健福祉課	高齢福祉係	0567-62-0001	0567-62-1009	shokai@village.tobishima.jp
	身元不明高齢者等保護	民生部保健福祉課	高齢福祉係	0567-62-0001	0567-62-1009	shokai@village.tobishima.jp
46 岡久比町	行方不明高齢者等捜索	民生部健康介護課	地域包括支援係	0569-48-1111	0569-49-2470	shokai@town.okunobita.jp
	身元不明高齢者等保護	民生部健康介護課	地域包括支援係	0569-48-1111	0569-49-2470	shokai@town.okunobita.jp
47 東浦町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部福祉課	高齢福祉係	0562-83-3111	0562-83-3912	shokai@town.higashiura.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部福祉課	高齢福祉係	0562-83-3111	0562-83-3912	shokai@town.higashiura.jp
48 西知多町	行方不明高齢者等捜索	厚生部保健介護課	高齢者介護係	0569-65-0711	0569-65-0664	shokai@town.nishichita.jp
	身元不明高齢者等保護	厚生部保健介護課	高齢者介護係	0569-65-0711	0569-65-0664	shokai@town.nishichita.jp
49 美浜町	行方不明高齢者等捜索	厚生部福祉課	介護係	0569-62-1111	0569-63-0755	shokai@town.mihamajima.jp
	身元不明高齢者等保護	厚生部福祉課	介護係	0569-62-1111	0569-63-0755	shokai@town.mihamajima.jp
50 武豊町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部福祉課	高齢者福祉担当	0569-72-1111	0569-74-0778	shokai@town.takeage.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部福祉課	高齢者福祉担当	0569-72-1111	0569-74-0778	shokai@town.takeage.jp
51 幸田町	行方不明高齢者等捜索	健康福祉部福祉課	介護保険グループ	0564-63-0117	0564-66-2128	shokai@town.saijoh.jp
	身元不明高齢者等保護	健康福祉部福祉課	介護保険グループ	0564-63-0117	0564-66-2128	shokai@town.saijoh.jp
52 設楽町	行方不明高齢者等捜索	町長課	福祉民生係	0539-62-0519	0539-62-1458	shokai@town.setsugawa.jp
	身元不明高齢者等保護	町長課	福祉民生係	0539-62-0519	0539-62-1458	shokai@town.setsugawa.jp
53 東津町	行方不明高齢者等捜索	福祉課	介護保険係	0539-76-1815	0539-76-1725	shokai@town.higashitsugu.jp
	身元不明高齢者等保護	福祉課	介護保険係	0539-76-1815	0539-76-1725	shokai@town.higashitsugu.jp
54 豊根村	行方不明高齢者等捜索	住民課	住民サービス係	0539-85-4311	0539-85-0005	shokai@village.tonone.jp
	身元不明高齢者等保護	住民課	住民サービス係	0539-85-4311	0539-85-0005	shokai@village.tonone.jp

平成27年度愛知県委託事業
徘徊高齢者の効果的な捜索に関する研究等事業
「認知症高齢者の徘徊対応マニュアル」

第一版 2016年 3月 発行

監修 愛知県健康福祉部高齢福祉課

執筆者 鈴木 隆雄
(国立長寿医療研究センター理事長特任補佐、桜美林大学老年学総合研究所所長)
村田千代栄(国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター室長)
斎藤 民(国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター室長)
鄭 承媛(国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター研究員)
安藤智恵(国立長寿医療研究センター理事長特任補佐室 研究補助員)

発行 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
愛知県大府市森岡町7丁目430番地
TEL 0562-46-2311(代表)
ホームページ <http://www.ncgg.go.jp>

制作 株式会社第一紙行